

新青森太陽光発電所建設事業に係る 環境影響評価書に対する環境の保全の見地からの意見

- 1 青森県環境影響評価審査会から、「本事業の環境影響評価準備書は、環境影響評価方法書に対する知事意見を踏まえたものになっておらず、貴社の対応は不誠実かつ不適切なものであると言わざるを得ない。」との意見があり、環境影響評価書作成にあたっては、知事意見等を踏まえて適切に対応するよう意見を述べたところであるが、本評価書における貴社の対応は不十分であるため、以下に述べる意見に対しては誠意をもって適切に対応すること。
また、青森県環境影響評価条例では、今後、住民説明会を開催する規定はないが、本事業に係る事業計画及び事業実施に伴う環境影響に関する周辺住民への説明が不十分であると考えられることから、今後、丁寧な説明を行うことで、地域住民との合意形成を図ること。
- 2 多くの環境影響評価項目が、主として3～4年前の調査データで、当該結果の妥当性が不明であり、方法書を踏まえた現地調査がなされていない項目があることから、方法書及び準備書に対する知事意見を適切に反映できない環境影響評価項目については追加の現地調査等を実施すること。
なお、環境影響評価書に令和元年春季・夏季・秋季の現地調査データが追加された項目があるが、環境影響評価準備書でその結果を示さなかった理由を明らかにすること。
- 3 動植物の現地調査について、専門家のヒアリング結果を具体的に示すこと。また、その結果を踏まえた上で追加の調査や残置森林の配置の検討を行うとともに、適切に予測及び評価を行うこと。
- 4 参考値を超過した建設機械の稼働に伴う騒音の環境保全措置について、削減台数や作業スケジュール等の具体的な措置内容を示すこと。
- 5 土壌の地点3の調査結果では砒素及びその化合物が土壌溶出基準を超過しており、事業の実施に伴い、地下水への影響が懸念されることから、供用後における地下水（水質及び水位）を環境影響評価項目として選定すること。
また、当該有害物質に係る工事中及び供用後における大気質（粉じん）、水質、水底の底質、副産物（残土）を環境影響評価項目に選定するとともに、周辺の土壌に影響を及ぼすおそれがある場合には、事後調査を実施すること。
- 6 供用後の水象について、仮沈砂池（供用後は防災調整池）の放流水が下流の水路に影響を及ぼすおそれがないとする理由が不十分であり、事業の実施による水象へ

の影響が懸念されることから、当該項目を環境影響評価項目として選定すること。

- 7 森林伐採が及ぼす水源地保全の観点からの環境影響について、客観的かつ科学的な検討がなされていないことから、関係機関及び専門家から意見聴取し、その結果を具体的に示すこと。また、関係機関及び専門家へのヒアリング結果を踏まえた上で、「水源の涵養機能の維持推進を図る森林施業を推進すべき森林」の指定区域への影響を回避又は低減するための環境保全措置を検討すること。
- 8 陸生動物の予測結果について、周辺地域への間接的な影響については水質、水象といった他の環境要素の予測結果を踏まえて予測するとしていたことから、水象に係る予測結果を示した上で、適切に予測及び評価を行うこと。
- 9 哺乳類について、環境影響評価方法書に記述した自動撮影法・捕獲調査法による調査が行われていないことから、適切に調査を実施した上で、予測評価を行うこと。
- 10 太陽光パネルからの反射光による鳥類等への影響について、隣接する既存の太陽光発電事業との累積的な影響に係る予測結果を示すとともに、環境保全措置の効果は不確実性が考えられることから、事後調査を実施すること。また、その結果を踏まえて追加のモニタリングや環境保全措置を実施すること。
- 11 ハチクマは、クマタカと同様に対象事業実施区域近傍で繁殖している可能性があり、事業による繁殖行動への影響が懸念されることから、当該種に対する事後調査を実施すること。また、その結果を踏まえて追加のモニタリングや環境保全措置を実施すること。
- 12 両生類、昆虫類、陸産貝類及び水生生物について、放流先排水路の状況を明らかにした上で、放流水がこれらの生息環境に及ぼす影響がないとする客観的及び科学的根拠を示すこと。
- 13 鳥類や水生昆虫等の誘因を防ぐために太陽光パネルやフレームの分割線を白色等視認性の高い配色にする環境保全措置を講じているが、当該措置による景観への影響が考えられることから、景観については、当該措置を踏まえた上で、適切に予測及び評価を行うこと。